

議案第45号

更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月10日提出

更別村長 西山 猛

1 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）の施行により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものである。

2 要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、国民健康保険の被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行されることから、被保険者証の返還に応じない者に関する文言を削るとともに経過措置を設けるため、条例の一部を改める。

更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
第16条 村は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	第16条 村は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項</u> の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。